

## 令和4年第1回東大和市議会臨時会会議録目次

応招・不応招議員 .....	1
----------------	---

---

### ○10月31日（第18号）

出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
議会事務局職員 .....	3
出席説明員 .....	3
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	4
開会・開議 .....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	5
日程第 2 会期の決定 .....	6
日程第 3 第 9号報告 専決処分の報告について .....	6
日程第 4 第60号議案 専決処分の承認について .....	7
日程第 5 第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号） .....	11
閉議・閉会 .....	18

---

○ 応招・不応招議員

応招議員 21名

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

不応招議員 なし

令和4年第1回東大和市議会臨時会会議録第18号

令和4年10月31日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき 部長	川口莊一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
福祉推進課長	山田茂人君		

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 第 9号報告 専決処分の報告について
- 第 4 第60号議案 専決処分の承認について
- 第 5 第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第5まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和4年第1回東大和市議会臨時会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本臨時会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る10月27日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

まず、本臨時会の会期であります、本日限りいたします。

会議録署名議員は、9番 木下富雄議員、14番 和地仁美議員の2名であります。

議事につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、第9号報告、第60号議案、第61号議案を審議等した後、閉会となります。

なお、本臨時会閉会後になりますが、議員全員協議会が開催されます。

開催場所につきましては、10月27日に開催された議会運営委員会と同様に、議員全員協議会におきましても本会議場での開催となります。

以上が、本臨時会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本臨時会における本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和4年第1回臨時会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は傍聴席の北西側の扉、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。また、演壇、議員席、説明員席に引き続き飛沫感染防止パネルを設置いたします。

次に、出席者についてですが、説明員につきましては、通常どおり、理事者及び部長・参事職、また必要に応じて課長・副参事職の出席となります。

議員につきましては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員が着席することとしたいと思っております。

最後に、出席者は、手指消毒等の徹底と不織布マスクの着用をお願いいたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げましたとおりでございます。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

9番 木下 富雄 議員

14番 和地 仁美 議員

を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

## 日程第3 第9号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第3 第9号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第9号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和4年4月5日に発生いたしました市道上の雨水排水用横断グレーチングの隙による人身事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、令和4年9月26日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和4年4月5日火曜日、午後10時20分頃、東大和市向原6丁目1201番3先の市道において、相手方が自転車で行方不明中、グレーチングに生じていた3センチメートル程度の隙間に自転車のタイヤがはまり転倒したことにより受傷し、自転車等にも損害が生じたものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、相手方のけがの治療費等の全額9万4,782円を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補填される予定であります。

事故後におきましては、再発防止のため、グレーチングの隙間の修繕をいたしました。

今後より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第9号報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 第60号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第4 第60号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。令和4年9月9日に開催されました国の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、その生活を支援するため、1世帯当たり5万円を支給する方針が示され、また同月20日の閣議で予備費の使用が決定されました。

この決定を踏まえ、国から支給要領等が通知されたことから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を給付するため、歳入歳出予算の補正が必要となったものであります。

今回の補正予算につきましては、一日でも早く給付するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年10月3日において専決処分をさせていただいたものであります。このため本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,644万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389億7,627万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は7億3,644万3,000円の増額で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金及び給付事業費補助金の計上であります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第3款の民生費は7億3,644万3,000円の増額で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の計上によるものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、2点ほど質疑をさせていただきます。

補正予算の8ページから9ページ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業ですけれども、住民税非課税世帯への5万円給付の対象の世帯数、また給付の手續、給付の時期の見通しについて伺います。

2点目は、家計急変世帯についてですけれども、どのように対応するのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書9ページ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について御質疑いただきました。

まず、住民税非課税世帯への5万円の給付金の対象世帯につきましては1万3,400世帯、内訳は非課税世帯1万2,200世帯と家計急変1,200世帯の合計でございます、を想定しております。

給付手續につきましては、住民税非課税世帯における受給対象世帯につきましては、事前に市側で支給対象の可能性のある世帯を確認いたしまして、11月上旬以降に対象世帯に対して確認書を郵送する予定でございます。

給付時期の見通しにつきましては、郵送された確認書の内容で御同意いただいた場合、市役所に確認書が返送されてからおおむね6週間以内で指定の口座に振り込む予定でございます。

非課税世帯等の申請期間につきましては、令和5年1月31日までの申請期間でございます。

次に、家計急変世帯についての対応についてでございますが、家計急変世帯につきましては、予期せず収入が減少した方が任意の1か月の家計急変の状況を申請書に御記入の上、郵送または本庁舎2階の受付窓口で御提出いただいた後、審査の上、給付することとなります。

申請書につきましては、当初は本庁舎2階の窓口で配布予定でございます。また、今年11月11日以降はホームページからダウンロードすることも可能となる予定でございます。

家計急変世帯の申請期間につきましても、令和5年1月31日までの申請期間でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この広報についてですけれども、非課税世帯対象者は郵送ということで、また急変世帯は申請ということですが、ほかに広報はどのようにするのか伺うのと、家計急変世帯に対して審査の上給付ということですが、これは提出後、その場で審査をして決定するのか、後日になるのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書9ページの給付金についてでございます。どのような形で広報を行うかということでございます。

周知方法につきましては、現在市のホームページに記事を掲載しておりまして、今後11月15日号の市報に記事を掲載する予定でございます。

また、市内の公共施設にチラシを置くとともに、市内の2つの商業施設の市政情報を発信するコーナーにおきまして、11月から案内チラシを掲示する予定でございます。

また、審査につきましては、その場で決定するというのではなく、こちらでしばらく審査する期間を設け



まして、後日決定するという内容でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書9ページの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費のところ  
で伺います。

今も御答弁あったんですけれども、一つは、家計急変世帯の対象者、支給要件ということで、現在、今日まで申請期限になっている住民税非課税世帯臨時特別給付金10万円ですけれども、これの要件が新型コロナウイルス感染症の影響でということになっていて、今の御答弁ですと、今回のこの5万円のは予期せぬ理由ということで、ちょっと要件が変わったのかなと思うんですけれども、これは対象が広がったと考えていいのか、そのあたりちょっと教えていただきたいのと、それから家計急変世帯の対象世帯数が1,200世帯ということですから、これも今のこの10万円の臨時特別給付金の家計急変世帯のもし実績分かれば、1,200世帯で足りるということで見込んだというふうに思うんですが、実績がもし分かれば教えてください。令和4年度分については今日まで申請期限ということですので、分かれば直近の世帯数、教えてください。

それから、周知ですけれども、今御答弁があって、様々周知をしていただけたということなんです、特に家計急変世帯については申請が必要となりますので、例えばSNSとかもですけれども、様々な納税相談、国保など納めるのが難しいというようなことで納税相談されてきた方などにも丁寧にこういうものがあるということ周知できないかというふうに思いますが、もう少しその周知方法、どのような周知方法の可能性あるのか教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書9ページ、給付金についての御質疑でございます。

先ほど議員がおっしゃったように、予期せず収入が減少したという世帯については、前回のコロナ禍によりということよりは対象世帯は広がったものと解釈しております。

また、令和3年度の家計急変の世帯、これは55件でございます。令和4年度が直近までで7件でございます。

そして、周知方法は、先ほども答弁申し上げましたが、委員がおっしゃったようにSNS、そのほか様々な機会を捉えてということと、市報についても毎月、帯等がございますので、家計急変につきましては1回の周知ではなく、何度も機会を捉えて周知してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 9ページの給付金事業のところですが、委託料が3件計上されていますけれども、委託業務の内容と委託先の企業名を伺います。

それから、同じ9ページで、この委託のところ、電算システム修正等委託料880万円というふうになってますが、これまで住民税非課税世帯への給付金支給は何度も実施されているので、同じ対象なのになぜ電算システム修正がその都度必要になるのか、880万円もかかるのかっていうのがちょっと疑問なんです、その点について伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 9ページ、給付金につきまして、委託料についての御質疑でございます。

まず委託料につきましては3件で、合計4,532万1,000円でございます。

3件の内容及び委託先企業名について御説明申し上げます。

まず1点目が、緊急支援給付金確認書作成等業務委託料につきましては、非課税世帯として支給対象の可能性のある世帯に送付する確認書の作業等の業務を委託するものでございます。委託先の会社は、株式会社ジーシーでございます。

次に、電算システム修正等委託料につきましては、対象世帯の抽出や審査時における情報照会等を行うためのシステムを構築する業務を委託するものでございます。委託先は、株式会社ジーシーでございます。

次に、緊急支援給付金支給業務委託料につきましては、コールセンター業務及び家計急変世帯の窓口受付業務を委託するものでございます。委託先は、株式会社JTBでございます。

次に、電算システムの委託料についての御質疑でございますが、電算システム修正委託料、この必要性についてでございますが、この今回の給付金につきまして、基準日が新たに令和4年9月30日と設定されておるため、基準日の時点の世帯状況を基に対象世帯を抽出する必要がございます。

また、給付金の誤支給を防ぎ、確実に支給するための電算システムを活用しておりますが、今回の給付金の内容に対応するため、電算システムの修正が必要となっておりますため、電算システム修正をここで委託料という形で計上させていただきました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

9ページの給付金事業の委託料、特に電算システム修正等委託料のところですけども、この補正予算そのものについては全額国の財源で実施される事業で、必要な事業だと考えていますので賛成ですけども、予算執行に当たっては、市民から理解を得られる適正な支出である必要があると思います。専決処分なので、既に一部執行されていると考えますけども、この点について考えと現状を伺いたいと思います。

私も電算システムなんか詳しくないですけども、どうもこういう給付金事業のたびに、もちろん支給の基準日が変わるということはあるでしょうけれども、電算システム修正で何百万円というふうに支払わなくちゃいけないというのはどうも納得できないところがありまして、そこら辺も含めて適正な、市民に理解を得られる支出である必要があると考えますので、御答弁をお願いします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書9ページ、給付金についての再度の御質疑をいただきました。

まず、緊急的に今回の給付金が発生しまして、緊急的に業者を選定することとなりましたので、当市の他の事業においても実績がある事業者に依頼いたしました。先ほどの2者でございます。特に前の2回の非課税世帯等に対する臨時特別給付金、この委託事業の実績があるジーシーやJTBをお願いすることとしております。JTBに関しましてはプライバシーマークを持っておりますように、厳しい取得条件に堪える業者でございます。

また、国から緊急の通知により急遽準備が必要となったことから、専決処分によりまして給付金の速やかな支給に向け適切な準備を進めているものでございまして、ジーシーにつきましても、当市の中でその他の業務等実績があるということから選定いたしました。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第60号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を承認と決します。

---

#### 日程第5 第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

○議長（関田正民君） 日程第5 第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和3年度の精算に伴う福祉関係返還金の予算を増額すること並びにエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する対策を一層強化するため、国により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一つとして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、当該交付金の当市に対する交付限度額が示されましたことから、この交付金を活用した事業について、一日でも早く対応するため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,571万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392億6,198万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億5,891万8,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額であります。

第16款の都支出金は1,296万円の増額で、低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金の計上であります。

第19款の繰入金は1億1,383万7,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は2,967万5,000円の増額で、令和3年度の精算に伴います福祉関係返還金の増額であります。

第3款の民生費は2億5,604万円の増額で、国の交付金等を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯等を支援するための子育て応援給付金事業費の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(神山 尚君) これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1億5,891万8,000円の増額であります。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がより重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一つとして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設し、令和4年9月20日付で当該交付金の当市に対する交付限度額が示されたことから増額するものでございます。

7ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は1,296万円の増額であります。低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金も同額の計上ですが、今年度既に実施しております子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に対し追加の支援をする区市町村に対する都補助金の計上であります。

9ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億1,383万7,000円の増額であります。

補正予算(第7号)の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2億8,571万5,000円の増額で、補正後の予算額は392億6,198万6,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、15目諸費6の福祉関係返還金は2,967万5,000円の増額ですが、令和3年度の精算に伴います福祉関係返還金の増額であります。

13ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は2億5,604万円の増額であります。

12の子育て応援給付金事業費も同額の計上ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、食料品やエネルギーなどの物価高騰により経済的な負担が増している子育て世帯を支援し、子育てを応援するための給付金事業を行うものであります。

主な対象者は、市内に住民票のある者のうち、ゼロ歳から15歳までの児童を養育する方及び母子健康手帳を交付されている妊婦で、対象期間は令和4年11月1日から令和5年2月28日までであります。また、支給額は、対象児童1人当たり2万円で、妊婦につきましては、母子健康手帳1件当たり同額の2万円であります。

なお、全ての子育てを応援する観点から、所得制限は設けておりません。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2億8,571万5,000円の増額で、補正後の予算額は392億6,198万6,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

---

午前10時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、3点ほど質疑をさせていただきます。

補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業費ですけれども、ゼロ歳から15歳までの子供1人当たり2万円を給付するということですが、今回初めて所得制限を撤廃し、さらに妊婦さんまで対象を広げるとの決断を評価したいと思います。

また、市独自の施策として、所得制限を撤廃するためにどのような政策判断があったのかお伺いをいたします。

続きまして、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に加えて、都補助金と財政調整基金を活用することとなっておりますけれども、予算策定においてどのような財政フレームの検討を行ったのかお伺いをいたします。

3点目として、給付金の申請手続と給付の時期等の見通しについて、またどのように周知をするのか、そして広報の方法についてお伺いをいたします。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、1点目についてお答えいたします。

補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業費の所得制限の関係でございます。

所得制限につきましては、制度そのものを持続可能なものとしていくために必要な場合というのは多々ございます。その上で、子育て応援給付金事業は、国が示しました交付金の8つの推奨メニューのうちの物価高騰に伴う子育て世帯支援として行うものでございますが、所得制限を付すようなことは求められておりません。

以上を踏まえまして、今回の給付金事業につきましては、1点目として、御家庭によって所得の多寡はあるものの、お子さんを一生懸命生み育てているという事実は全ての家庭が共通して評価されるべきとの声があります。日本一子育てしやすいまちづくりという観点から、政策の恩恵が行き届くような配慮が必要と考えたものでございます。

2点目は人口減少の抑制です。

生産年齢にある子育て世帯は、食品の購入など地域内の消費を高め、まちのにぎやかさや活性化をもたらします。自治体間競争が増す中、子育て世帯から選ばれるまちを目指すために、こうした給付事業などにおいて

所得制限を設けない団体も見受けられますことから、本市においてもそうした現状を注視していく必要があるということでございます。

3点目は最も重要な要素でございますが、新たな事業を行うには財源とセットで検討する必要があります。今回は国の交付金、東京都の補助金を特定財源として活用することにより実現可能となったというものでございます。

以上です。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書13ページ、子育て応援給付金事業費の財源についての御質疑でございますが、まず今回示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額、こちらについては1億5,891万8,000円、こちらの活用について検討を進めたところでございます。

今回の給付金事業の検討を進める中で、東京都の補正予算に係る情報がございまして、まだ詳細は把握できていない部分もございまして、今年度、既に実施しております子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に対しまして追加の支援をする区市町村に対し、2分の1の都補助金が活用できることが分かりました。

そこで、交付金のほかに都補助金を活用し、残る部分を一般財源、つまり財政調整基金により対応させていただくものでございます。

なお、一般会計補正予算（第3号）によりまして計上しましたコロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた事業者に対する支援に係る経費につきましては約4,000万円の不用額が見込まれておりますが、こちらにつきましてはまだ精算が済んでございません。精算の終了後、補正予算によりまして当該不用額を減額することに伴い充当残となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の子育て応援給付金事業費への充当を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○**子ども未来部長（松本幹男君）** 同じく補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業の申請の手続、給付の時期等でございますが、児童手当を市から受給している方などにつきましては申請の不要を考慮しており、11月中旬に給付金支給についてのお知らせを送付し、受給の拒否がない場合は児童手当の振込口座へ支給する予定です。

支給の時期につきましては、11月下旬または12月上旬に支給できるよう今後調整をしていく予定です。

また、市から児童手当の支給を受けていない方や妊婦の方などについては申請が必要となります。

申請期間につきましては、令和4年11月15日から令和5年3月10日までを予定しており、12月下旬から順次指定の口座に振込みを行うことを考えております。

なお、申請が必要な方については、できる限り申請の漏れがないよう、対象になると思われる方へ市から申請書等を個別に送付していきたいと考えております。

最後に、事業の広報についてでございますが、市の公式ホームページ、市報への掲載のほか、ポスター等の作成によりまして、市内の子ども・子育て関連施設への掲示等により広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 御答弁ありがとうございました。

先ほど、今回所得制限をなくしたということですが、今回子育て支援に関する施策については、子育て世代に東大和市に移り住んでいただきたいという市の狙いの上で、今後できる限り所得制限をなくすことが

重要と考えておりますけれども、どのような認識を持っているのかお伺いをしたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業費の所得制限の関係でございます。

人口の減少、とりわけ生産年齢人口の減少は各市共通の課題でございまして、自治体間競争が増している要因ともなっております。

市では、本年3月に策定しました総合計画「輝きプラン」に重要施策として位置づけました子育て支援施策、都市の価値を高める施策などを推進することにより、子育て世帯の定住促進を目指しているところでございます。

具体的には、待機児童解消の継続、学力の向上、公園施設の長寿命化、学校施設の更新など、選ばれるまちとなるために様々な事業施策に取り組むものでございます。いずれの施策も費用負担を伴いますことから、財源の確保が重要な要素となるものでございます。

所得制限につきましては、費用対効果や財源確保の状況、他市状況など総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 幾つか伺います。

最初に、9月定例会補正予算（第5号）の討論で、コロナ交付金の交付上限額が示されたことから、必要に応じて速やかに臨時議会を開催するよう求めたところですが、このような形で臨時議会が招集され、このような形で具体的な施策が早期に示されたことを大歓迎したいと思います。

6ページのところですけれども、新型コロナ交付金で1億5,891万8,000円、それで、前の交付金に関わって4,000万円ぐらい不用額が出るというお話でしたけれども、この4,000万円の不用額というのは基本的に100%臨時交付金ということで、これにプラスされるというふうに考えていいのか伺います。

それから、8ページの低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金ですけれども、これも第3回定例会での5号補正に対する私の質疑の中で指摘した東京都の補正予算に関わる補助金のようなものですけれども、そうだとすると、これは5万円を基準にして、その半額2万5,000円を上限に都が半額を補助する制度ということですから。そうすると、この都補助金は当市が5万円上乗せすれば半額の2万5,000円を補助するという制度になる、2万円であれば1万円ということですが、上限までこの補助を活用する考えはないのか、年度末まで見通して考えを伺います。

それから、12ページの福祉関係返還金の主な内容を伺います。

それから、14ページ、電算システム修正等委託料の内容、それからこれはまだ委託企業名は決まってないのかな、委託企業名を伺います。

先ほども伺いましたけれども、市民の中から条件に合うデータを抽出するのに600万円を超えるシステム修正委託料が発生するというのがちょっとよく理解できないので、説明を求めたいと思います。

それから、先ほどの6号補正のほうではコールセンター等の業務委託などもありましたけれども、この15歳までの給付金についてはコールセンター等の経費はないようですけれども、そこら辺のことについて考えを伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書5ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る御質疑でございます。

不用額4,000万円でございますが、全額こちらの交付金が充当されている事業に対して不用額が出るという

ことですので、4,000万円についてもこちらのほうの交付金になるというものでございます。

以上でございます。

○子ども未来部長（松本幹男君） 補正予算書8ページ、低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業補助金であります。こちらにつきましては歳出の予算で予定をしております子育て応援給付金事業の財源として充当するもので、現在実施しております子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に追加の支援を行うことから、過日答弁したものに当たります。

また、子育て応援給付金につきましては、物価高騰が続く中、妊婦の方も含めた子育て世帯等を対象としており、所得制限を設けず広く支援を行っていくものです。

給付金の財源は、東京都の補助金だけではなく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらも活用し、一般財源を充てることで児童1人当たり2万円の給付が可能となりますので、現状での上乘せについては考えておりません。

最後に、東京都の補助事業に関わる要綱等は現時点で確定していない状況であることから、年度末までの見直しはございません。

続きまして、補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業の電算システム修正等委託料につきましてです。

こちらにつきましては、給付金の支給対象になるとされる方へ市から申請書等を個別に送付するための対象データの抽出等を行うもので、基幹系システムの受託者へ委託することを考えております。

金額につきましては、現在実施しております子育て世帯生活支援特別給付金と違い、本市独自の事業となっているためのものであります。

3点目です。

同じく補正予算書14ページ、コールセンターの設置でございますが、こちらについては設置のほうは考えておりません。

以上です。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書12ページ、福祉関係返還金の主な内容についてでございます。

令和3年度分の非課税世帯等についての臨時特別給付金の実績報告による精算に伴いまして発生した余剰金について返還をするものでございます。

交付確定金額が8億8,032万5,998円でございます。そのうち返還金額が2,967万4,002円で、内訳につきましては事務費が1,567万4,002円、事業費が1,400万円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

14ページの給付金ですけれども、15歳までということですが、この給付金、18歳以下まで拡大した場合、事業費はどれくらい大きくなるのか、また増える事業費については全て一般財源となるのか、都補助など活用できる特定財源はあるのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 補正予算書14ページ、子育て応援給付金事業の対象年齢の関係でございますが、仮に18歳以下までに拡大した場合、対象児童数は約2,350人増え、金額にしまして4,700万円の増額となる見込みであります。

また、東京都の補助事業について、現時点で活用できる確定したものがございません。したがって、基本的には一般財源になるものと考えております。



以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は、公明党を代表し、第61号議案、一般会計補正予算（第7号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

現在、新型コロナウイルス感染症が長期化し、この冬はインフルエンザの流行に加え、コロナの第8波も予想され、予断を許さない状況が続いています。その上で、経済を活性化するため、徐々に人の動きが緩和され、市の行事もリアルで開催されるようになってきました。

しかしながら、物価高騰が相次ぎ、市民の家計に打撃を与え、少子・超高齢化による人口減少、社会保障費の増大など、課題が山積しています。

その中で、今回の補正予算において、財源の制約がある中、子育て世代を対象にした子育て応援給付金事業は、物価高騰に伴う子育て世帯支援として市より3点にわたり必要性について御答弁をいただき、確認することができました。

東大和市として初めて所得制限を撤廃し、ゼロ歳から15歳までの子供1人当たり2万円を給付し、さらに妊婦まで対象を広げたことに対し、大いに評価するものです。

今後、子育てや教育にかかる費用が増大する中、妊娠や出産、子育てと切れ目のない支援の取組がますます重要になります。尾崎市長のリーダーシップの下、日本一子育てしやすいまちづくりに向けた取組が着実に進んでいます。

今後とも市民の生活を守るため、さらに支援の強化を望み、賛成討論といたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第61号議案、東大和市一般会計補正予算（第7号）に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

第3回定例会の一般会計補正予算（第5号）の討論で、物価高騰対策の新型コロナ地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたこと、また都の補正予算案に子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯に区市町村が上乘せ給付する際、2万5,000円を上限に都が半額を補助する制度が盛り込まれたことなどを紹介し、必要に応じて臨時議会を招集するよう求めたところです。今回こうして臨時議会を招集し、市民への支援策を早期に届ける対応をされたことをまず歓迎し、大きく評価します。

この補正予算は、主に物価高騰対策のコロナ地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことから、この交

付金を活用した物価高騰対策として、15歳までの児童1人当たり2万円の給付金を所得制限を設けずに支給するもので、賛成です。

また、第3回定例会の討論で紹介した東京都の補助も財源として活用する立てつけとなりました。

東京都の補助制度は、子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯に区市町村が上乗せ給付する際、半額を都として補助し、上限を2万5,000円としていますから、フル活用すれば、子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯については5万円の上乗せ給付が可能となります。一層の拡充を求めます。

日本共産党は、物価高騰対策として消費税の5%への緊急減税と最低賃金の時給1,500円への引上げを財源も併せて提案していますが、岸田政権の対策は極めて貧弱なものです。

党市議団は、コロナ危機の長期化と物価急騰という災害級の事態の下で、令和3年度の29億円の黒字、13億5,000万円の貯金増し分を一時的に取り崩してでも暮らしを支える支援策を取るよう求めてきました。改めて支援の抜本強化を求めます。

また、コロナ第8波と新型インフルエンザの同時流行の可能性も指摘されており、発熱したら診てもらえるところがない、市内でも自宅療養者が1,000名を大きく超える日が長期に続くという第7波をさらに上回る可能性が大きいとされています。東京都の新規感染者数は、既に8日連続で前週を上回っています。

この対策は、第4回定例会では間に合いません。日本共産党は、発熱外来の窓口を少しでも拡大できるよう、発熱外来支援金を創設すること、自宅療養という名で医療にかかることができない1,000人を超える市民の命と暮らしを守るための自宅療養者支援センターの設置を、いずれも財源も示して要求してきたところです。

ワクチン接種にとどまらず、市民の命を守る施策を国、東京都とも連携して速やかに具体化するよう求めて、討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回東大和市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時30分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

署 名 議 員 木 下 富 雄

署 名 議 員 和 地 仁 美